（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正）

第六条　鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号ヲ中「同法」の下に「第三十五条の十一及び」を加える。

第四十五条第四項中「、自然環境保全地域」の下に「、沖合海底自然環境保全地域」を加え、同条第五項中「における」を「又は沖合海底自然環境保全地域における」に、「又は第二十七条第四項」を「、第二十七条第四項又は第三十五条の四第四項」に、「附せられた」を「付された」に改める。

（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の一部改正）

第七条　地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第六項第二号中「若しくは第二十七条第三項」を「、第二十七条第三項若しくは第三十五条の四第三項」に、「の届出」を「若しくは第三十五条の五第一項の届出」に改め、同項第三号中「第三十条」の下に「及び第三十五条の七」を加え、「又は第二十七条第三項」を「、第二十七条第三項又は第三十五条の四第三項」に改める。

第七条第一項中「という。）」の下に「又は同法第三十五条の二第一項の規定による沖合海底自然環境保全地域（次項において「沖合海底自然環境保全地域」という。）」を加え、「又は第二十七条第三項」を「、第二十七条第三項又は第三十五条の四第三項」に改め、同条第二項中「の区域内」を「又は沖合海底自然環境保全地域の区域内」に、「及び同法第三十条」を「及び第三十五条の五第一項の規定並びに同法第三十条及び第三十五条の七」に、「又は第二十七条第三項」を「、第二十七条第三項又は第三十五条の四第三項」に改める。

（地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律の一部改正）

第八条　地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第六項第二号中「若しくは第二十七条第三項」を「、第二十七条第三項若しくは第三十五条の四第三項」に、「の届出」を「若しくは第三十五条の五第一項の届出」に改め、同項第三号中「第三十条」の下に「及び第三十五条の七」を加え、「又は第二十七条第三項」を「、第二十七条第三項又は第三十五条の四第三項」に改める。

第七条第一項中「という。）」の下に「又は同法第三十五条の二第一項の規定により沖合海底自然環境保全地域として指定された区域（次項において「沖合海底自然環境保全地域」という。）」を加え、「又は第二十七条第三項」を「、第二十七条第三項又は第三十五条の四第三項」に改め、同条第二項中「の区域内」を「又は沖合海底自然環境保全地域の区域内」に、「及び同法第三十条」を「及び第三十五条の五第一項の規定並びに同法第三十条及び第三十五条の七」に、「又は第二十七条第三項」を「、第二十七条第三項又は第三十五条の四第三項」に改める。

総務大臣　石田　真敏
環境大臣　原田　義昭
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉